

## 身体障害者等に係る自動車税（種別割）減免の郵送申請を希望される方へ

### 郵送申請の手順

- 1 減免申請書を記入する。
  - 2 減免申請に必要な書類をすべてコピーする。
  - 3 減免申請書と必要な書類を自動車税事務所へ郵送する。  
申請期限：5月31日消印有効
  - 4 自動車税事務所から減免承認(不承認)通知を郵送します。
- ※ 申請後、令和4年9月30日までに自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所で、障害者等手帳に受付スタンプの押印を受けていただく必要があります。

### 郵送申請の注意点(必ずお読みください。)

- (1) 減免額には、次のとおり上限額があります。  
45,000円※ 令和元年9月30日以前に初回新規登録された自家用乗用車等  
43,500円 上記以外の自動車  
※グリーン化税制により重課となっている場合は、51,700円(自家用乗用車の場合)
- (2) 記載例を確認のうえ、減免申請書を記入してください。  
申請書の電話番号欄は、必ず記入してください。(昼間連絡のつく番号としてください。)
- (3) 同封した「郵送申請に必要な書類」を確認のうえ、必要書類を申請書と同封してください。  
必要書類がすべて提出されないと、承認になりません。  
必ず「郵送申請に必要な書類」で確認してからお送りください。
- (4) 郵送申請のための送料は、申請者の方のご負担となります。
- (5) 申請期間は5月1日から5月31日(消印有効)です。  
申請期限後の場合は、減免額が月割となります。
- (6) 減免申請が受理されたことを示すスタンプを手帳に押印する必要があります。  
申請後、自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所へ手帳をお持ちください。  
押印期限は令和4年9月30日です。  
期限までに押印されない場合、今回減免申請が承認となったときも、令和4年度限りで、一旦、減免が終了します。継続するためには、再申請が必要となります。
- (7) 承認(不承認)通知は、6月30日に発送します。

問い合わせ先：群馬県自動車税事務所 課税第一係  
☎027-263-4343

# 自動車税（種別割）減免の郵送申請に必要な書類

申請書提出前に、必ず確認してください。

## 1 必ず提出するもの

(不足書類がある場合、承認になりません。必ず提出してください。)

- 減免申請書**  
記載例を確認し、記載してください。  
必ず連絡先の電話番号(昼間つながる番号)を記入してください
- 車検証のコピー**
- 障害者手帳のコピー**  
手帳番号・等級のページ、そのほか記入・スタンプのあるページはすべてコピーが必要です(住所変更している場合は、変更後の住所を記載したページを忘れずに提出してください。)
- 運転する方の運転免許証のコピー**  
表と裏(裏面は記載がなくてもコピーが必要です。)
- 自立支援医療受給者証(精神通院)のコピー**  
精神障害者保健福祉手帳の方のみ

## 2 必要な場合のみ提出するもの(原本が必要です)

- 住民票謄本**  
障害者と車の所有者・運転者が親族でないが、同居しており住民票登録上同一世帯の場合(住民票登録上同一世帯でない場合は生計同一証明書)
- 生計同一証明書**  
障害者と車の所有者・運転者が同居でない場合
- 常時介護証明書**  
家族以外で日常的に介護する方が運転する場合
- ※ 生計同一証明書と常時介護証明書は市役所、町村役場で交付しています
- 減免車両状況申出書**  
障害者の方が施設入所の場合  
入所している施設で交付しています
- 減免車両の改造部分の写真**  
障害者本人運転の場合で免許証に条件(手動アクセル・ブレーキ等)が付されている場合は、減免車両の改造部分の写真
- 口座振替申込書**  
今年度の自動車税(種別割)を納付済みの場合

- 送付した返信用封筒に申請書、必要書類を同封し、返信してください。
- 郵送代金は申請する方の負担となります。
- 申請期限は、令和4年5月31日消印有効です。6月以降は月割扱いとなり、申請月に応じて納税が必要となります。
- 手帳にスタンプを押印する必要がありますので、令和4年9月30日までに最寄りの行政県税事務所もしくは自動車税事務所へ手帳をお持ちのうえ来所してください。期限までに押印されない場合は、今回減免が承認された場合であっても今年度限りで減免を終了します。

問い合わせ先：群馬県自動車税事務所 課税第一係  
☎027-263-4343